

平成 29 年度 改正箇所等一覧（A F P テキスト 2016-17 年度 AT171～671 版対応）

2016～2017 年版 AFP・2 級 FP テキストは、平成 28 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2017 年 4 月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご活用ください。なお、当資料は、原則として平成 29 年 9 月および平成 30 年 1 月に実施される 2 級 FP 技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第 1 分冊 ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

該当ページ	改定内容等																
p. 45	給与所得控除額の速算表（平成 29 年分） ○給与収入金額 1,000 万円超の給与所得控除額 一律 220 万円																
p. 48 料率改定	図表 1-16 社会保険の料率（平成 29 年 4 月現在） 厚生年金保険料 17.828% → 18.182% 介護保険料 1.58% → 1.65% 雇用保険料 0.8% → 0.6%																
p. 48 保険料改定	2) 年金保険料について ①厚生年金保険料は、平成 29 年 9 月以降は 18.30%（労使折半で）で固定される。 ②平成 29 年度の国民年金保険料は月額 16,490 円、平成 30 年度は 16,340 円である。																
p. 63 支給額改定	(2) 児童扶養手当（表内） ・平成 29 年度は… 全部支給で月額 42,290 円。一部支給で 42,280 円～9,990 円。 2 人の場合は 9,990 円加算して 52,280 円（以降は 1 人増える毎ごとに 5,990 円加算）。																
p. 70 新項目追加	(3) 給付型奨学金の創設 経済事情が厳しい者の進学を後押しする制度として、返済の必要がない給付型奨学金制度が創設された。対象者と給付額は下表のとおりで平成 30 年度新規入学者から本格運用される。なお、私立自宅外通学生と児童養護施設退所者等に限り、平成 29 年度入学者から先行実施されている。 <table><tr><td>対象者</td><td>・住民税非課税世帯で一定の学力および資質要件を満たす学生 ・在籍する学校長の推薦を受けた者</td></tr><tr><td>給付月額</td><td>・自宅通学 国立 2 万円 私立 3 万円 ・自宅外通学 国立 3 万円 私立 4 万円 ・児童養護施設等退所者等には別途 24 万円の入学一時金</td></tr></table>	対象者	・住民税非課税世帯で一定の学力および資質要件を満たす学生 ・在籍する学校長の推薦を受けた者	給付月額	・自宅通学 国立 2 万円 私立 3 万円 ・自宅外通学 国立 3 万円 私立 4 万円 ・児童養護施設等退所者等には別途 24 万円の入学一時金												
対象者	・住民税非課税世帯で一定の学力および資質要件を満たす学生 ・在籍する学校長の推薦を受けた者																
給付月額	・自宅通学 国立 2 万円 私立 3 万円 ・自宅外通学 国立 3 万円 私立 4 万円 ・児童養護施設等退所者等には別途 24 万円の入学一時金																
p. 81 適用期限 の改定	(3) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置 2) 非課税限度額 <table><tr><td>契約の締結期間</td><td>良質な住宅</td><td>一般住宅</td></tr><tr><td>～平成 27 年 12 月</td><td>1,500 万円</td><td>1,000 万円</td></tr><tr><td>平成 28 年 1 月～平成 31 年 3 月まで</td><td rowspan="2">1,200 万円</td><td rowspan="2">700 万円</td></tr><tr><td>平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月まで</td></tr><tr><td>平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月まで</td><td>1,000 万円</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>平成 33 年 4 月～平成 33 年 12 月まで</td><td>800 万円</td><td>300 万円</td></tr></table>	契約の締結期間	良質な住宅	一般住宅	～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円	平成 28 年 1 月～平成 31 年 3 月まで	1,200 万円	700 万円	平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月まで	平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月まで	1,000 万円	500 万円	平成 33 年 4 月～平成 33 年 12 月まで	800 万円	300 万円
契約の締結期間	良質な住宅	一般住宅															
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円															
平成 28 年 1 月～平成 31 年 3 月まで	1,200 万円	700 万円															
平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月まで																	
平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月まで	1,000 万円	500 万円															
平成 33 年 4 月～平成 33 年 12 月まで	800 万円	300 万円															
p. 93 文言追加	5. フラット 35 1) 基本的な融資条件 <table><tr><td>⑦返済期間と返済方法</td><td>・15 年以上（60 歳以上は 10 年以上）35 年以内（80 歳上限）</td></tr></table>	⑦返済期間と返済方法	・15 年以上（60 歳以上は 10 年以上）35 年以内（80 歳上限）														
⑦返済期間と返済方法	・15 年以上（60 歳以上は 10 年以上）35 年以内（80 歳上限）																

次ページに続く

該当ページ	改定内容等		
p. 99 制度改正	3) 住宅ローン繰上げ返済条件 表中 住宅金融支援機構 期間短縮型 3,240 円 返済額軽減型 5,400 円 <u>平成 29 年 4 月以降不要</u>		
p. 107～111 適用期限 延長	下記税額控除制度の適用期限を「平成 33 年 12 月 31 日」に延長 1. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）制度 2. 既存住宅に係る耐震改修工事費用の特別税額控除 3. 特定の増改築等に係る住宅借入金特別控除の特例 4. 住宅特定改修に係る特別税額控除 5. 認定住宅等の新築等に係る所得税額の特別控除制度		
p. 108 税制改正	(2) 借入金等の条件 ① b) 社内融資による借入れについては利率が <u>0.2% 以上</u> のものであること		
p. 114 期限延長	8. すまい給付金 …現金給付の制度。 <u>平成 33 年 12 月までに引渡しを受けて・・・</u>		
p. 146 新項目追加	(5) 成年後見制度に関する法改正 成年後見の事務の円滑化を図る為の民法改正および家事事件手続法の一部が改正され、次のことが明確化された。 ① 後見人は、家庭裁判所の許可を得ることにより、指定された 6 ヶ月の期間に限り、被後見人宛の郵便物の転送を受け、それを開封して確認することが可能となった。 ② 被後見人の死亡後、相続人が相続財産を管理できる状況になるまでの間であれば、相続人の同意と家庭裁判所の同意を得ることにより、財産の保全や債務の弁済（生前の医療費、公共料金など）、遺体の引き取り、火葬や葬儀に関する契約の締結などが後見人の職務として行えるようになった。		
p. 160 法改正	5. 消費者契約法 3) 契約・申込みの取消ができる時期 追認することができる時から 6 ヶ月（ <u>平成 29 年 6 月 3 日の改正法施行後は 1 年</u> ）を経過したとき、または・・・		
p. 175 法改正	図表 1-68・パートタイマーと各保険の取扱い <table border="1"> <tr> <td>健康保険 厚生年金保険</td><td>一般従業員と比較して、「<u>1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上</u>」である場合、パートタイマーも健康保険、厚生年金の被保険者本人となる。</td></tr> </table>	健康保険 厚生年金保険	一般従業員と比較して、「 <u>1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上</u> 」である場合、パートタイマーも健康保険、厚生年金の被保険者本人となる。
健康保険 厚生年金保険	一般従業員と比較して、「 <u>1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上</u> 」である場合、パートタイマーも健康保険、厚生年金の被保険者本人となる。		
p. 176 ⑤の下に 追記	(4) 短時間労働者への健康保険・厚生年金保険の適用拡大（平成 28 年 10 月実施）> ... ⑤従業員が 501 人以上の企業で雇用されていること <u>なお、平成 29 年 4 月 1 日以降、上記①～④の条件の下、従業員 500 人以下の企業等に使用される短時間労働者については労使合意により、健康保険・厚生年金保険の加入が可能となっている。ただし、国・地方公共団体は強制適用とされる。</u>		
p. 179 5 行目 介護保険料率 改定	(1) 保険料 平成 <u>29 年度</u> は前年度と同じく全戸平均で 10.0% ... 図表 1-70・協会けんぽの全国平均保険料率（平成 <u>29 年 4 月現在</u> ） …別途介護保険料として「（標準報酬月額、標準賞与額）× <u>16.5/1000</u> 」を加算		

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 186 p. 198 賦課上限改定	3) 70 歳以上 75 歳未満の者の高額療養費の場合 ① 1 ヶ月当たりの自己負担限度額（高額療養費）（後期高齢者医療制度） （平成 29 年 8 月以降改定） 外来：現役並み所得者の限度額 44,400 円は <u>57,600 円</u> に、 一般の限度額 12,000 円は <u>14,000 円</u> に引き上げられる。 外来＋入院：一般の限度額 44,400 円は <u>57,600 円</u> に引き上げられるとともに、 多数該当 44,400 円が新設される。
p. 201 料率改定	(1) 介護保険の概要 その他：健康保険（協会けんぽ）加入者は <u>16.5/1000</u>
p. 208 賦課上限改定	図表 1-84・高額介護サービス費支給制度 ・表中の負担上限 37,200 円は、平成 29 年 8 月以降 <u>44,400 円</u> に引き上げられる。
p. 216 4 行目 料率改定	2. 雇用保険 …平成 <u>29 年度～31 年度</u> における一般の事業の料率は <u>9.0/1000</u> （被保険者 <u>3.0/1000</u> 、事業主 <u>6.0/1000</u> ）となる。
語句改定	図表 1-88・雇用保険の保険給付 求職者給付－ 高年齢継続被保険者 → <u>高年齢被保険者</u>
新項目追加	(1) 被保険者 雇用保険の被保険者は、一般被保険者、 <u>高年齢被保険者</u> 、短期雇用特例被保険者… 1) 雇用保険の適用年齢の拡大 平成 29 年 1 月以降、65 歳以降で新たに雇用された者は「高年齢被保険者」として 雇用保険の被保険者となる。なお、従来の高年齢継続被保険者（同一の事業主に 65 歳前から引き続いて 65 歳以降も雇用されている者）も名称が「高年齢被保険者」に 統一された。
p. 218 給付期間延長	③ 離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）の給付日数 被保険者であった期間 1 年以上 5 年未満 年齢区分 30 歳以上 35 歳未満 90 日 → <u>120 日</u> 35 歳以上 45 歳未満 120 日 → <u>150 日</u>
期限延長	④ 特定理由離職者の給付日数 雇い止めなど … 離職日が平成 <u>34 年 3 月 31 日</u> 以前…
語句改定	⑤ 給付日数の暫定措置 …基本手当を受け終わる日が平成 <u>34 年 3 月 31 日</u> 以前であり… ⑥ 高年齢求職者給付金 高年齢求職者給付金は、 <u>高年齢被保険者が離職した場合に基本手当に代えて支給され</u> <u>る一時金で…</u>
p. 222 4 行目 法改正	3) 介護休業給付 … <u>平成 29 年 1 月以降の新規取得者からは、対象家族の同一介護について通算 93 日限</u> <u>度に最大 3 回までの分割取得が可能となり、対象家族に同居していない祖父母、兄弟</u> <u>姉妹、孫が追加された。</u> 給付金の額は「休業開始時賃金日額（上限 <u>15,550 円</u> ）×支給日数× <u>67%</u> 」で計算 する。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等						
p. 235 保険料改定 (3 行目) 記述修正	(3) 国民年金（基礎年金）保険料 … 平成 29 年度の被保険者負担額は月額 16,490 円、… ※ 以下、平成 29 年度の国民年金保険料の月額はすべて 16,490 円に読み替える。 1) 保険料の改定 平成 30 年度の国民年金保険料は月額 16,340 円であるが、平成 31 年度以降については平成 16 年度価額の保険料 17,000 円に各年の保険料改定率を乗じて得た額が実効保険料となる。						
p. 237 年齢要件改正	4) 若年者納付猶予制度 → <u>納付猶予制度</u>（平成 37 年 6 月までの時限措置） 50 歳未満の第 1 号被保険者で… ※ 以下「若年者納付猶予」はすべて「納付猶予」に読み替える。						
p. 241 等級改定 (6 行目)	(3) 標準報酬の決定 2) 定時決定 … 厚生年金保険は第 1 級 88,000 円（報酬額 93 千円未満）から上限の第 31 級 620,000 円（報酬額 605 千円以上）…						
p. 249 7 行目以下に 追記	(1) 受給資格期間 …… なお、平成 29 年 8 月以降、受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮される。現行の受給資格期間 25 年を満たせずは無年金となっている者についても改正後の受給資格期間 10 年を満たす場合は、経過措置として施行日以降、保険料納付済期間に応じた年金給付が行われる。 平成 29 年 9 月分の年金から老齢基礎年金、老齢厚生年金（旧退職共済年金を含む）、寡婦年金が対象となる。						
p. 252 年金額 改定	(1) 老齢基礎年金額の計算 平成 29 年度における満額の老齢基礎年金額は 779,300 円（月額 64,941 円）である。 ※ 以下、平成 29 年度の満額の基礎年金額は、779,300 円とすべて読み替える。						
p. 263 単価改定 年金額改定	(3) 定額部分の年金額 定額部分の年金額は下記の計算式で求める。定額単価 1,625 円は、平成 16 年改正の定額単価 1,628 円にその年度の改定率（平成 29 年度は 0.998）を乗じて得た額で、毎年度見直されるが、平成 29 年度は 1,625 円となった。 定額部分（平成 29 年度）の計算式 定額単価 1,625 円 × 被保険者の月数（480 月上限） 図表 1-119・加給年金額（平成 29 年度価格） <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td><td>224,300 円</td></tr> <tr> <td>1 人目、2 人目の子</td><td>224,300 円</td></tr> <tr> <td>3 人目以降の子</td><td>74,800 円</td></tr> </table>	配偶者	224,300 円	1 人目、2 人目の子	224,300 円	3 人目以降の子	74,800 円
配偶者	224,300 円						
1 人目、2 人目の子	224,300 円						
3 人目以降の子	74,800 円						

次ページに続く

該当ページ	改定内容等												
p. 263 年金額改定	図表 1-120・特別加算額、ほか（平成 29 年度価格） <table><tr><td>受給権者の生年月日</td><td>特別加算額</td><td>加給年金額との合計額</td></tr><tr><td>昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日</td><td>99,300 円</td><td>323,600 円</td></tr><tr><td>昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日</td><td>132,300 円</td><td>356,600 円</td></tr><tr><td>昭和 18 年 4 月 1 日以降</td><td>165,500 円</td><td>389,800 円</td></tr></table>	受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額	昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	99,300 円	323,600 円	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	132,300 円	356,600 円	昭和 18 年 4 月 1 日以降	165,500 円	389,800 円
受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額											
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	99,300 円	323,600 円											
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	132,300 円	356,600 円											
昭和 18 年 4 月 1 日以降	165,500 円	389,800 円											
p. 267 算式中の 金額改定	(2)経過的加算 定額単価 1,626 円 → 1,625 円 基礎年金額 780,100 円 → 779,300 円												
p. 271・272 金額改定	1) 具体的な調整方法 支給停止調整変更額 47 万円 → 46 万円 次ページ算式の 47 万円は、すべて 46 万円に読替												
p. 273 金額改定 記述修正	(2)老齢厚生年金（60 歳台後半）の支給調整 支給停止調整額 47 万円 → 46 万円 (3)70 歳以上の在職老齢年金制度 70 歳以上で適用事業所に在職する人は、60 歳台後半の在職老齢年金と同じ仕組みで、賃金（総報酬月額相当額）に応じて老齢厚生年金の一部または全部が支給停止される。なお、昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの人を不適用とする経過措置は廃止された。												
p. 281 年号修正	(2)障害基礎年金の年金額 図表 1-132・障害基礎年金の額（平成 29 年度価格） <table><tr><td colspan="2">子の加算額</td></tr><tr><td>1 級</td><td>974,125 円＋子の加算</td></tr><tr><td>2 級</td><td>779,300 円＋子の加算</td></tr></table> <table><tr><td>2 人目まで</td><td>各 224,300 円</td></tr><tr><td>3 人目以降</td><td>各 74,800 円</td></tr></table>	子の加算額		1 級	974,125 円＋子の加算	2 級	779,300 円＋子の加算	2 人目まで	各 224,300 円	3 人目以降	各 74,800 円		
子の加算額													
1 級	974,125 円＋子の加算												
2 級	779,300 円＋子の加算												
2 人目まで	各 224,300 円												
3 人目以降	各 74,800 円												
p. 282	(3)特定障害者に対する特別障害給付金制度 支給額（平成 29 年度） <table><tr><td>1 級</td><td>月額 51,400 円（2 級の 1.25 倍）</td></tr><tr><td>2 級</td><td>月額 41,120 円</td></tr></table>	1 級	月額 51,400 円（2 級の 1.25 倍）	2 級	月額 41,120 円								
1 級	月額 51,400 円（2 級の 1.25 倍）												
2 級	月額 41,120 円												
p. 283	図表 1-133・障害厚生年金のまとめ（平成 29 年度価格） <table><tr><td>1 級</td><td>障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（224,300 円）</td></tr><tr><td>2 級</td><td>障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（224,300 円）</td></tr><tr><td>3 級</td><td>障害厚生年金（最低保障額 584,500 円）</td></tr><tr><td>障害手当金</td><td>障害年金 × 2（低保障額 1,169,000 円）</td></tr></table>	1 級	障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（224,300 円）	2 級	障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（224,300 円）	3 級	障害厚生年金（最低保障額 584,500 円）	障害手当金	障害年金 × 2（低保障額 1,169,000 円）				
1 級	障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（224,300 円）												
2 級	障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（224,300 円）												
3 級	障害厚生年金（最低保障額 584,500 円）												
障害手当金	障害年金 × 2（低保障額 1,169,000 円）												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																												
p. 287 年金額改定	①配偶者が受け取る遺族基礎年金の額 <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子が 1 人いる配偶者</td><td rowspan="3">779, 300 円</td><td><u>224, 300 円</u></td><td><u>1, 003, 600 円</u></td></tr><tr><td>子が 2 人いる配偶者</td><td><u>224, 300 円 × 2</u></td><td><u>1, 227, 900 円</u></td></tr><tr><td>子が 3 人いる配偶者</td><td><u>224, 300 円 × 2 + 74, 800 円</u></td><td><u>1, 302, 700 円</u></td></tr></table> ②子が受け取る遺族基礎年金の額 <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子 1 人のとき</td><td rowspan="3">779, 300 円</td><td>なし</td><td><u>779, 300 円</u></td></tr><tr><td>子が 2 人のとき</td><td><u>224, 300 円</u></td><td><u>1, 003, 600 円</u></td></tr><tr><td>子が 3 人のとき</td><td><u>224, 300 円 + 74, 800 円</u></td><td><u>1, 078, 400 円</u></td></tr></table>		基本額	加算額	合計	子が 1 人いる配偶者	779, 300 円	<u>224, 300 円</u>	<u>1, 003, 600 円</u>	子が 2 人いる配偶者	<u>224, 300 円 × 2</u>	<u>1, 227, 900 円</u>	子が 3 人いる配偶者	<u>224, 300 円 × 2 + 74, 800 円</u>	<u>1, 302, 700 円</u>		基本額	加算額	合計	子 1 人のとき	779, 300 円	なし	<u>779, 300 円</u>	子が 2 人のとき	<u>224, 300 円</u>	<u>1, 003, 600 円</u>	子が 3 人のとき	<u>224, 300 円 + 74, 800 円</u>	<u>1, 078, 400 円</u>
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人いる配偶者	779, 300 円	<u>224, 300 円</u>	<u>1, 003, 600 円</u>																										
子が 2 人いる配偶者		<u>224, 300 円 × 2</u>	<u>1, 227, 900 円</u>																										
子が 3 人いる配偶者		<u>224, 300 円 × 2 + 74, 800 円</u>	<u>1, 302, 700 円</u>																										
	基本額	加算額	合計																										
子 1 人のとき	779, 300 円	なし	<u>779, 300 円</u>																										
子が 2 人のとき		<u>224, 300 円</u>	<u>1, 003, 600 円</u>																										
子が 3 人のとき		<u>224, 300 円 + 74, 800 円</u>	<u>1, 078, 400 円</u>																										
p. 293 2 行目年金額	(5) 中高齢寡婦加算 …中高齢寡婦加算（平成 <u>29 年度価格 584, 500 円</u> ）という。																												
p. 318 記述変更 法改正 記述変更	4．確定拠出年金制度 (1) 加入対象者と拠出限度額 1) 企業型 D C 加入できるのは、企業型 D C を採用している企業の従業員（国民年金第 2 号被保険者）で、原則として 60 歳、<u>（規約に定めれば 65 歳）</u> 未満の者である。 企業型 D C を採用しても… 2) 個人型 D C（愛称：i D e C o イデコ） 平成 29 年 1 月の改正確定拠出年金法の施行に伴い、公務員や国民年金第 3 号被保険者、企業型 D C 加入者など、公的年金制度に加入する 60 歳未満の全ての者が個人型 D C に加入できるようになった。ただし、企業型 D C 加入者が個人型 D C に重複加入するには、企業型 D C の規約において「個人型 D C との併用を認めること、マッチング拠出を採用しないこと、事業主の拠出限度額を年間 42 万円（他の企業年金がある場合は 18.6 万円）とすること」などを定める必要がある。 なお、個人型 D C は運営管理機関を通じて国民年金基金連合会に申請することにより加入できるが、基礎年金番号により重複加入の審査が行われる。																												

該当ページ	改定内容等																																			
p. 318 拠出額の整理 法改正	3) 拠出限度額 企業型、個人型の拠出限度額は下表のとおり。 <table><tr><td></td><td colspan="2">対 象 者</td><td>月の拠出限度（年額）</td></tr><tr><td rowspan="4">企 業 型</td><td rowspan="2">他の企業年金あり の従業員</td><td>企業型DCのみ</td><td>27,500 円（33.0 万円）</td></tr><tr><td>個人型DC併用の場合</td><td>15,500 円（18.6 万円）</td></tr><tr><td rowspan="2">他の企業年金なし の従業員</td><td>企業型DCのみ</td><td>55,000 円（66.0 万円）</td></tr><tr><td>個人型DC併用の場合</td><td>35,000 円（42.0 万円）</td></tr><tr><td rowspan="6">個 人 型 ※1</td><td rowspan="2">企業型DCとの 重複加入者</td><td>他の企業年金あり</td><td>12,000 円（14.4 万円）</td></tr><tr><td>他の企業年金なし</td><td>20,000 円（24.0 万円）</td></tr><tr><td colspan="2">企業型DCも他の企業年金も未実施企業の従業員</td><td>23,000 円（27.6 万円）</td></tr><tr><td colspan="2">確定給付型年金のみ加入者・私学共済加入者</td><td rowspan="2">12,000 円（14.4 万円）</td></tr><tr><td colspan="2">公務員共済組合の組合員</td></tr><tr><td colspan="2">国民年金第1号被保険者（免除者、滞納者は除く）</td><td>68,000 円※2（81.6 万円）</td></tr><tr><td colspan="2">国民年金第3号被保険者</td><td>23,000 円（27.6 万円）</td></tr></table> ※1：個人型DCの掛金は5,000円以上1,000円単位。第2号被保険者の掛金は、<u>事業主の給与天引き、または口座振替によって国民年金基金連合会に払い込む</u>。 ※2：国民年金基金に加入している場合は、国民年金基金の掛金と合算した上限額。		対 象 者		月の拠出限度（年額）	企 業 型	他の企業年金あり の従業員	企業型DCのみ	27,500 円（33.0 万円）	個人型DC併用の場合	15,500 円（18.6 万円）	他の企業年金なし の従業員	企業型DCのみ	55,000 円（66.0 万円）	個人型DC併用の場合	35,000 円（42.0 万円）	個 人 型 ※1	企業型DCとの 重複加入者	他の企業年金あり	12,000 円（14.4 万円）	他の企業年金なし	20,000 円（24.0 万円）	企業型DCも他の企業年金も未実施企業の従業員		23,000 円（27.6 万円）	確定給付型年金のみ加入者・私学共済加入者		12,000 円（14.4 万円）	公務員共済組合の組合員		国民年金第1号被保険者（免除者、滞納者は除く）		68,000 円※2（81.6 万円）	国民年金第3号被保険者		23,000 円（27.6 万円）
	対 象 者		月の拠出限度（年額）																																	
企 業 型	他の企業年金あり の従業員	企業型DCのみ	27,500 円（33.0 万円）																																	
		個人型DC併用の場合	15,500 円（18.6 万円）																																	
	他の企業年金なし の従業員	企業型DCのみ	55,000 円（66.0 万円）																																	
		個人型DC併用の場合	35,000 円（42.0 万円）																																	
個 人 型 ※1	企業型DCとの 重複加入者	他の企業年金あり	12,000 円（14.4 万円）																																	
		他の企業年金なし	20,000 円（24.0 万円）																																	
	企業型DCも他の企業年金も未実施企業の従業員		23,000 円（27.6 万円）																																	
	確定給付型年金のみ加入者・私学共済加入者		12,000 円（14.4 万円）																																	
	公務員共済組合の組合員																																			
	国民年金第1号被保険者（免除者、滞納者は除く）		68,000 円※2（81.6 万円）																																	
国民年金第3号被保険者		23,000 円（27.6 万円）																																		
p. 320 法改正	(4)運用および運用商品の範囲、情報提供等 ※元本確保型商品については提供義務が廃止され、労使合意に基づく提供とされた。																																			
p. 321 法改正 記述修正	1) 脱退一時金 企業型DCの場合、預かり資産が1.5万円以下の者は、個人型に加入することなく退職時に企業型での脱退が認められる。しかし、個人型DCは加入対象者の拡大に伴い、脱退一時金の支給要件が厳格化され、次のいずれにも該当する者に限られる。 ・国民年金の保険料免除者であること ・障害給付金の受給権者でないこと ・資産額が25万円以下、または掛金拠出期間が3年以下であること ・企業型または個人型DCの資格喪失日から2年以内であること ・企業型DC資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと																																			
p. 322 施行日訂正	2) 拠出限度額を年単位化（<u>平成30年1月実施</u>）																																			

次ページに続く

p. 268 差替え

■ 経過措置一覧表(平成29年度)

生年月日	必要な加入年数				老齢基礎年金										遺族年金	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
	国民年金と合わせた期間 年	厚生・共済を合わせた期間 年	厚生年金の中高齢の特例 年	加入可能年数 年	振替加算額(年額) 円	男子の定額部分 開始年齢	男子の報酬比例部分 開始年齢	女子の定額部分 開始年齢	女子の報酬比例部分 開始年齢	船員・坑内員 開始年齢	定額部分の乗率	定額部分被保険者期間上限 (月)	報酬比例部分の乗率 改正後 /1000	報酬比例部分の乗率 改正後 /1000	配偶者加給年金額	経過的寡婦加算額(年額) 円
大15年4月1日以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます															
大15年4月2日～昭 2年4月1日	21	20	15	25	224,300	60歳	60歳	55歳	55歳	55歳	1.875	420	9.500	7.308	224,300	584,500
昭 2年4月2日～昭 3年4月1日	22	"	"	26	218,244	"	"	"	"	"	1.817	"	9.367	7.205	"	554,527
昭 3年4月2日～昭 4年4月1日	23	"	"	27	212,412	"	"	"	"	"	1.761	"	9.234	7.103	"	526,774
昭 4年4月2日～昭 5年4月1日	24	"	"	28	206,356	"	"	"	"	"	1.707	432	9.101	7.001	"	501,004
昭 5年4月2日～昭 6年4月1日	25	"	"	29	200,300	"	"	"	"	"	1.654	"	8.968	6.898	"	477,010
昭 6年4月2日～昭 7年4月1日	"	"	"	30	194,468	"	"	"	"	"	1.603	"	8.845	6.804	"	454,617
昭 7年4月2日～昭 8年4月1日	"	"	"	31	188,412	"	"	56歳	56歳	"	1.553	"	8.712	6.702	"	433,668
昭 8年4月2日～昭 9年4月1日	"	"	"	32	182,356	"	"	"	"	"	1.505	"	8.588	6.606	"	414,028
昭 9年4月2日～昭10年4月1日	"	"	"	33	176,524	"	"	57歳	57歳	"	1.458	444	8.465	6.512	257,400	395,579
昭10年4月2日～昭11年4月1日	"	"	"	34	170,468	"	"	"	"	"	1.413	"	8.351	6.424	"	378,215
昭11年4月2日～昭12年4月1日	"	"	"	35	164,412	"	"	58歳	58歳	"	1.369	"	8.227	6.328	"	361,843
昭12年4月2日～昭13年4月1日	"	"	"	36	158,580	"	"	"	"	"	1.327	"	8.113	6.241	"	346,381
昭13年4月2日～昭14年4月1日	"	"	"	37	152,524	"	"	59歳	59歳	"	1.286	"	7.990	6.146	"	331,754
昭14年4月2日～昭15年4月1日	"	"	"	38	146,468	"	"	"	"	"	1.246	"	7.876	6.058	"	317,897
昭15年4月2日～昭16年4月1日	"	"	"	39	140,636	"	"	60歳	60歳	"	1.208	"	7.771	5.978	290,500	304,751
昭16年4月2日～昭17年4月1日	"	"	"	40	134,580	61歳	"	"	"	"	1.170	"	7.657	5.890	323,600	292,262
昭17年4月2日～昭18年4月1日	"	"	"	"	128,524	"	"	"	"	"	1.134	"	7.543	5.802	356,600	272,780
昭18年4月2日～昭19年4月1日	"	"	"	"	122,692	62歳	"	"	"	"	1.099	"	7.439	5.722	389,800	253,297
昭19年4月2日～昭20年4月1日	"	"	"	"	116,636	"	"	"	"	"	1.065	456	7.334	5.642	"	233,815
昭20年4月2日～昭21年4月1日	"	"	"	"	110,580	63歳	"	"	"	"	1.032	468	7.230	5.562	"	214,332
昭21年4月2日～昭22年4月1日	"	"	"	"	104,748	"	"	61歳	"	56歳	1.000	480	7.125	5.481	"	194,850
昭22年4月2日～昭23年4月1日	"	"	16	"	98,692	64歳	"	"	"	"	"	"	"	"	"	175,367
昭23年4月2日～昭24年4月1日	"	"	17	"	92,636	"	"	62歳	"	57歳	"	"	"	"	"	155,885
昭24年4月2日～昭25年4月1日	"	"	18	"	86,804	—	"	"	"	"	"	"	"	"	"	136,402
昭25年4月2日～昭26年4月1日	"	"	19	"	80,748	—	"	63歳	"	58歳	"	"	"	"	"	116,920
昭26年4月2日～昭27年4月1日	"	"	—	"	74,692	—	"	"	"	"	"	"	"	"	"	97,437
昭27年4月2日～昭28年4月1日	"	21	—	"	68,860	—	"	64歳	"	59歳	"	"	"	"	"	77,955
昭28年4月2日～昭29年4月1日	"	22	—	"	62,804	—	61歳	"	"	"	"	"	"	"	"	58,472
昭29年4月2日～昭30年4月1日	"	23	—	"	56,748	—	"	—	"	60歳	"	"	"	"	"	38,990
昭30年4月2日～昭31年4月1日	"	24	—	"	50,916	—	62歳	—	"	"	"	"	"	"	"	19,507
昭31年4月2日～昭32年4月1日	"	—	—	"	44,860	—	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭32年4月2日～昭33年4月1日	"	—	—	"	38,804	—	63歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭33年4月2日～昭34年4月1日	"	—	—	"	32,972	—	"	—	61歳	61歳	"	"	"	"	"	—
昭34年4月2日～昭35年4月1日	"	—	—	"	26,916	—	64歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭35年4月2日～昭36年4月1日	"	—	—	"	20,860	—	"	—	62歳	62歳	"	"	"	"	"	—
昭36年4月2日～昭37年4月1日	"	—	—	"	15,028	—	65歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭37年4月2日～昭38年4月1日	"	—	—	"	15,028	—	"	—	63歳	63歳	"	"	"	"	"	—
昭38年4月2日～昭39年4月1日	"	—	—	"	15,028	—	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭39年4月2日～昭40年4月1日	"	—	—	"	15,028	—	"	—	64歳	64歳	"	"	"	"	"	—
昭40年4月2日～昭41年4月1日	"	—	—	"	15,028	—	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—
昭41年4月2日以降	"	—	—	"	—	—	"	—	65歳	65歳	"	"	"	"	"	—

(注) 1. E欄は配偶者の生年月日でみてください。

(注) 2. N欄は妻の生年月日でみてください。

(注) 3. H欄は船員・坑内員としての実期間が15年以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合。

(注) 4. 報酬比例部分の乗率 K欄は平成15年3月までの加入期間分、L欄は15年4月以降の加入期間分

第2分冊 リスクと保険

該当ページ	改定内容等																																	
p. 31 最下段に追加	図表 2-18・国内民間生保の予定利率の推移 <table><tr><td>25. 4. 2～</td><td>1. 00</td><td>1. 15</td><td>1. 25</td></tr><tr><td><u>29. 4. 2～</u></td><td><u>0. 25</u></td><td><u>0. 30</u></td><td><u>0. 35</u></td></tr></table>	25. 4. 2～	1. 00	1. 15	1. 25	<u>29. 4. 2～</u>	<u>0. 25</u>	<u>0. 30</u>	<u>0. 35</u>																									
25. 4. 2～	1. 00	1. 15	1. 25																															
<u>29. 4. 2～</u>	<u>0. 25</u>	<u>0. 30</u>	<u>0. 35</u>																															
p. 73 3 行目 記述修正	⑧ 保険料の払込方法 払込方法は、 <u>口座払込み（口座振替）、窓口払込み（郵便局・かんぽ生命窓口など）、団体払込みの 3 種類が…</u>																																	
p. 149 制度改正	7) 地震保険の支払保険金 保険金は、1 回の地震による <u>損害の程度に応じて支払われるが、下記のとおり、地震保険の契約始期に応じて損額区分が異なる。</u> <table><tr><td>平成 28 年 12 月以前始期</td><td>全損・半損・一部損の 3 区分</td></tr><tr><td><u>平成 29 年 1 月以後始期</u></td><td><u>全損・大半損・小半損・一部損の 4 区分</u></td></tr></table> <u>地震保険の保険金（平成 29 年 1 月以後始期）</u> <table><tr><td></td><td colspan="2">建物</td><td>家財</td><td rowspan="2">支払保険金の額</td></tr><tr><td>損害の区分</td><td>主要構造部（注 1）の損害割合</td><td>床面積の焼失・流失の割合</td><td>損害割合</td></tr><tr><td>全 損</td><td>建物の時価額の 50% 以上</td><td>建物延べ面積の 70% 以上</td><td>家財の時価額の 80% 以上</td><td>保険金額の 100%（時価が限度）</td></tr><tr><td><u>大半損</u></td><td><u>40% 以上</u> <u>50% 未満</u></td><td><u>50% 以上</u> <u>70% 未満</u></td><td><u>60% 以上</u> <u>80% 未満</u></td><td><u>保険金額の 60%</u> <u>（時価の 60% が限度）</u></td></tr><tr><td><u>小半損</u></td><td><u>20% 以上</u> <u>40% 未満</u></td><td><u>20% 以上</u> <u>50% 未満</u></td><td><u>30% 以上</u> <u>60% 未満</u></td><td><u>保険金額の 30%</u> <u>（時価の 30% が限度）</u></td></tr><tr><td>一部損</td><td>3% 以上 20% 未満</td><td>—</td><td>10% 以上 30% 未満</td><td>保険金額の 5 % （時価の 5% が限度）</td></tr></table> （注 1）主要構造部とは、基礎、柱、屋根、外壁等をいいます。 （注 2）地震等による地すべり、山崩れ、崖崩れなどによる急迫した危険が生じたため、居住用建物が居住不能（一時的な場合を除く）になったときは、これを建物の全損とみなされます。 （注 3）地震等を原因とする火災によって床上浸水または地盤面より 45 cm を超える浸水を被った場合で、建物の損害が全損または半損に至らないときは、これを建物の一部損とみなされます。 （注 4）液状化に伴う建物の傾斜と沈下は、いずれか高い方の認定区分が採用されます。	平成 28 年 12 月以前始期	全損・半損・一部損の 3 区分	<u>平成 29 年 1 月以後始期</u>	<u>全損・大半損・小半損・一部損の 4 区分</u>		建物		家財	支払保険金の額	損害の区分	主要構造部（注 1）の損害割合	床面積の焼失・流失の割合	損害割合	全 損	建物の時価額の 50% 以上	建物延べ面積の 70% 以上	家財の時価額の 80% 以上	保険金額の 100%（時価が限度）	<u>大半損</u>	<u>40% 以上</u> <u>50% 未満</u>	<u>50% 以上</u> <u>70% 未満</u>	<u>60% 以上</u> <u>80% 未満</u>	<u>保険金額の 60%</u> <u>（時価の 60% が限度）</u>	<u>小半損</u>	<u>20% 以上</u> <u>40% 未満</u>	<u>20% 以上</u> <u>50% 未満</u>	<u>30% 以上</u> <u>60% 未満</u>	<u>保険金額の 30%</u> <u>（時価の 30% が限度）</u>	一部損	3% 以上 20% 未満	—	10% 以上 30% 未満	保険金額の 5 % （時価の 5% が限度）
平成 28 年 12 月以前始期	全損・半損・一部損の 3 区分																																	
<u>平成 29 年 1 月以後始期</u>	<u>全損・大半損・小半損・一部損の 4 区分</u>																																	
	建物		家財	支払保険金の額																														
損害の区分	主要構造部（注 1）の損害割合	床面積の焼失・流失の割合	損害割合																															
全 損	建物の時価額の 50% 以上	建物延べ面積の 70% 以上	家財の時価額の 80% 以上	保険金額の 100%（時価が限度）																														
<u>大半損</u>	<u>40% 以上</u> <u>50% 未満</u>	<u>50% 以上</u> <u>70% 未満</u>	<u>60% 以上</u> <u>80% 未満</u>	<u>保険金額の 60%</u> <u>（時価の 60% が限度）</u>																														
<u>小半損</u>	<u>20% 以上</u> <u>40% 未満</u>	<u>20% 以上</u> <u>50% 未満</u>	<u>30% 以上</u> <u>60% 未満</u>	<u>保険金額の 30%</u> <u>（時価の 30% が限度）</u>																														
一部損	3% 以上 20% 未満	—	10% 以上 30% 未満	保険金額の 5 % （時価の 5% が限度）																														
p. 161 記述修正	1) 個人賠償責任保険 個人が、住居の管理や <u>国内外（国内限定もある）</u> での日常生活における…																																	

次ページに続く

第3分冊 金融資産運用得設計

該当ページ	改定内容等
p. 3 語句修正	図表 3-2・国内総生産（支出側）の構成 民間需要のうち 民間在庫品増加 → <u>民間在庫変動</u> 公的需要のうち 公的在庫品増加 → <u>公的在庫変動</u>
p. 56 新項目追加	(6) 災害等に関する税制上の措置（平成 29 年度税制改正） 財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄について目的外払い出しをした場合、利子等へは 5 年間遡及して課税されます。しかし、目的外払い出しが次のような事由が生じた日以後 1 年以内である場合は、所轄税務署長の確認を受けることにより、利子等に対する遡及課税を行わないこととされました。 ① 居住用家屋が災害により全壊、流失、半壊、床上浸水などの損害を受けた場合 ② 年間の支払医療費の合計額が 200 万円を超えた場合 ③ 扶養親族の子を有する者が、配偶者と死別等して寡婦（夫）となった場合 ④ 特別障害者となった場合 ⑤ 雇用保険法の特定受給資格者または特定理由離職者となった場合
p. 127 記述削除 実施時期未定	2) 商品内容等の見直し ③ 2017（平成 29）年 2 月より…なる予定。
p. 134 最下行 文章追加	11. 金利変動と債券投資（金利リスク） ．．．． <u>固定利付債と変動金利債を比べた場合、固定利付債の利回りは、市中金利と同水準になるよう変動する。したがって、金利変動に伴う債券価格の変動は固定利付債の方が大きくなる。</u>
p. 146 新項目追加	6) 配当所得について確定申告を行う場合の所得税と住民税 平成 29 年度税制改正において、配当所得について確定申告を行う場合は、所得税については総合課税を選択し、住民税については申告不要を選択するというように、住民税の申告を行うことで別々の申告方法を採用できることが明確化された。
p. 160 (注 2) を 追加	(8) 新会計基準における R O E と B P S （1 株あたり純資産） (注 2) 純資産の部の「少数株主持分」は、平成 27 年度 4 月 1 日以降に開始する事業年度から「被支配株主持分」に名称変更された。 ※ p. 160 の文中および p. 161 の図表 3-45（改正後）にある少数株主持分を「被支配株主持分」に変更

次ページに続く

第4分冊 タックスプランニング

該当ページ	改定内容等
p. 20 記述追加	図表 4-5・各種所得の金額の計算式 譲渡所得 株式分離 ※印の最下行に追加 ※ <u>上場株式等と一般株式等の譲渡損益は通算できない。</u>
p. 31 (注) 追加	図表 4-12・上場株式等の配当所得 (欄外注書追加) (注) <u>上場株式等の配当等について、所得税と住民税で異なる課税方法を選択して、それぞれ申告することができることが明確化された(平成 29 年度税制改正)。</u>
p. 42	図表 4-17・給与所得控除額の速算表 給与収入金額 <u>1,000 万円超</u> 給与所得控除額 <u>一律 220 万円</u>
p. 54 記述追加	図表 4-24・有価証券譲渡益課税の一覧 株式等 原則 申告分離 <u>上場株式等と一般株式等に区分し、それぞれ「株式等に係る譲渡所得等」として分離課税</u>
p. 57	①特定口座の仕組み (欄外注書追加) (注 3) <u>上場株式等に係る配当の課税方法は、住民税の申告を行うことにより、所得税では総合課税、住民税では申告不要などと異なる課税方法を選択することができる。</u>
p. 61 (8)前に挿入	《N I S A・ジュニアN I S Aのロールオーバー時の上限撤廃》 平成 29 年度税制改正により、N I S A の非課税期間(5 年間)終了時に、新たに非課税管理勘定に移管する上場株式等については、非課税で移換(ロールオーバー)できる新たな非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額(改正前は 120 万円)が撤廃される。平成 30 年以後(N I S A 導入後、最初の非課税期間が終了)のロールオーバーにおいて適用される。 ジュニアN I S Aについても同様の取扱いとなる。
p. 88 項目名修正	⑥ スイッチOTC医薬品控除(医療費控除の特例)の創設 → <u>セルフメデュケーション税制(医療費控除の特例)</u> (以下、同様に読み替える)
記述追加	※ 医療費控除およびセルフメデュケーション税制の添付書類の見直し 平成 29 年度税制改正により、医療費控除またはセルフメデュケーション税制の適用を受ける者は、従来の医療費または医薬品購入費の領収書の添付または提示に代えて、医療費の明細書(医療保険者から交付を受けた医療費通知書)または医薬品購入の明細書を添付しなければならない。平成 29 年分以後の確定申告書(平成 30 年 1 月 1 日以後の提出分)について適用される。ただし、経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、従来の医療費または医薬品購入費の領収書の添付または提示によることもできる。この場合、領収書等については確定申告の期限から 5 年間の保存義務が課せられる。
p. 98	図表 4-43・住宅ローン控除／特例と控除額 (適用期限の延長) 平成 26 年 4 月 ～ 平成 31 年 6 月 30 日 → 平成 33 年 12 月 31 日 <u>該当箇所はすべて読み替える</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 101 税制改正	3) 融資の条件 ③ b) 社内融資による貸付については利率が <u>0.2%以上のものであること。</u>
p. 102 期限延長	(3) 住民税における住宅ローン控除 平成 26 年 4 月 ～ 平成 31 年 6 月 → <u>平成 33 年 12 月</u>
p. 102 記述改定・追加 (2 行目)	2. 特定増改築等住宅借入金特別控除 …に住宅ローン控除適用できる制度。一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事が対象となっている。なお、 <u>平成 29 年度税制改正により省エネ改修工事と共にを行う耐久性向上改修工事に係る費用も控除対象となった。</u>
p. 102 p. 104 p. 105 p. 106 p. 107 p. 108	以下、適用期限平成 31 年 6 月を <u>平成 33 年 12 月 31 日</u> に延長 2. 特定増改築等住宅借入金等特別控除 3. 特定住宅改修特別税額控除 4. 多世帯同居改修工事等 5. 住宅耐震改修特別控除 6. 認定住宅新築等特別税額控除 図表 4-48・住宅取得・増改築等に係る所得税の税額控除のまとめ
p. 168 期限延長	図表 4-66・控除限度額 居住年 平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 6 月 → <u>平成 33 年 12 月</u>
p. 169 文末に追記	(1) 住民税の申告 (注) <u>平成 29 年度税制改正により、上場株式等の配当等について、住民税の申告書を提出することにより、所得税とは異なる課税方法が選択できることが明確化された。</u> 1) 申告しなくてもよい人
p. 174	[例題 2] 給与所得控除額の速算表 給与収入金額 <u>1,000 万円超</u> 給与所得控除額 <u>一律 220 万円</u>
p. 196 記述追加 (注) 下に追記	a) 定期同額給与 (注) …… <u>平成 29 年度税制改正により、税金や社会保険料控除後の手取り額が同額である場合も損金算入できるとされた。</u>
p. 216 文末に追記	(3) 役員または従業員との金銭貸借 …… <u>役員が会社から無利息で金銭の貸し付けを受けた場合、役員は経済的利益を受けたとみなされ、原則として給与課税の対象となる。逆に、役員が会社から無利息で金銭を貸し付けた場合、原則として役員・会社とも何の課税関係も生じない。</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 219 文末に追記	(1) 確定申告 …… なお、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度からは、法人が①会計監査人を置いている場合で、かつ、②定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、各事業年度の法人税の申告期限が事業年度終了後から最大 6 ヶ月後まで延長可能となる（平成 29 年度税制改正）。
p. 234 期限訂正 欄外	図表 4-90・法人税割の課税標準 期限 平成 29 年 4 月 1 日 ～ → <u>平成 31 年 10 月 1 日</u> ～ (注) 平成 26 年 10 月 1 日以後および <u>平成 31 年 10 月 1 日以後開始事業年度から、…</u>
p. 235 期日改正 (3 行目)	【参考】地方法人特別税とは ……しかし、<u>平成 31 年 10 月</u>以後は、法人事業税の… (2) 資本金 1 億円以下の普通法人の場合 2) 法人事業税の税率 図表 4-91・資本金 1 億円以下の普通法人の場合 期日 平成 29 年 4 月 1 日 ～ → <u>平成 31 年 10 月 1 日</u> ～ 3) 地方法人特別税の税率 期日 平成 29 年 4 月 1 日 ～ → <u>平成 31 年 10 月 1 日</u> ～

次ページに続く

p. 82～83

平成 30 年以降、配偶者控除および配偶者特別控除が次のように見直されます。

＜配偶者控除＞

現在の配偶者控除の額は、納税者の所得にかかわらず一律 38 万円（48 万円）ですが、納税者の合計所得金額が 900 万円（給与収入 1,120 万円）を超えると控除額が逡減し、合計所得金額が 1,000 万円（給与収入 1,220 万円）を超えると適用されなくなります。

納税者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円
1,000 万円超	適用なし	適用なし

＜配偶者特別控除＞

現在、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は 38 万円（給与収入 103 万円）超 76 万円（同 141 万円）未満ですが、改正後は 38 万円超 123 万円（給与収入 205 万円）以下となり、納税者本人の合計所得金額と、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の組み合わせで控除額が段階的に増減するように見直されます。なお、配偶者特別控除も納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると適用されません。

所得税の配偶者特別控除のまとめ

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者本人の 合計所得金額	900 万円以下	900 万円超～ 950 万円以下	950 万円超～ 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

第5分冊 不動産運用設計

該当ページ	改定内容等																												
p. 22 文章追加	4) その他の登記 ③ <u>抹消登記</u> とは、抵当権を解除する場合など。 <u>なお、登記上の利害関係を有する第三者がある場合は、当該第三者の承諾があるときに限り申請することができる。</u>																												
p. 63 新項目追加	(10) 賃貸借契約の締結方法 通常、建物の貸し借りに際しては、契約期限や賃料などを定めた「建物賃貸借契約書」を当事者間で取り交わすが、賃貸借契約そのものは双方の合意（口頭で可）があれば成立する。 しかし、口約束の場合は、「言った、言っていない」、「聞いた、聞いてない」など、後々トラブルになりやすい。そこで、契約内容を明確にした書面による契約書を取り交わす慣行となっている。ただし、定期建物賃貸借契約は文書での契約締結が成立要件となっている。																												
p. 100 法改正 一部削除	3. 農地転用の制限（法 4 条） ① 許可権者は都道府県知事となる。 ただし 4ha 超の農地転用の場合は農林水産大臣。																												
p. 101 許可権者の 改正	図表 5-41・農地・採草放牧地の転用・権利移動の制限 <table><tr><td></td><td></td><td>法 3 条</td><td>法 4 条</td><td>法 5 条</td></tr><tr><td rowspan="2">③ 許可権者</td><td>原則</td><td>農業委員会</td><td>都道府県知事</td><td>都道府県知事</td></tr><tr><td>例外</td><td></td><td>農水大臣が指定する 市町村は市町村長</td><td>農水大臣が指定する 市町村は市町村長</td></tr></table>			法 3 条	法 4 条	法 5 条	③ 許可権者	原則	農業委員会	都道府県知事	都道府県知事	例外		農水大臣が指定する 市町村は市町村長	農水大臣が指定する 市町村は市町村長														
		法 3 条	法 4 条	法 5 条																									
③ 許可権者	原則	農業委員会	都道府県知事	都道府県知事																									
	例外		農水大臣が指定する 市町村は市町村長	農水大臣が指定する 市町村は市町村長																									
p. 117 期限延長	図表 5-46・登録免許税の税率 <table><tr><td>① 所有権の移転登記</td><td colspan="3">適用期限</td></tr><tr><td>売買 土地</td><td>1.5%</td><td>→</td><td>平成 31 年 3 月末</td></tr><tr><td>土地以外</td><td>一般の住宅 0.3%</td><td>→</td><td>平成 32 年 3 月末</td></tr><tr><td>② 所有権の保存登記</td><td>一般の住宅 0.15%</td><td>→</td><td>平成 31 年 3 月末</td></tr><tr><td>③ 信託の登記</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>所有権の信託 土地</td><td>0.3%</td><td>→</td><td>平成 31 年 3 月末</td></tr><tr><td>⑤ 抵当権の設定登記</td><td>住宅用家屋 0.1%</td><td>→</td><td>平成 32 年 3 月末</td></tr></table>	① 所有権の移転登記	適用期限			売買 土地	1.5%	→	平成 31 年 3 月末	土地以外	一般の住宅 0.3%	→	平成 32 年 3 月末	② 所有権の保存登記	一般の住宅 0.15%	→	平成 31 年 3 月末	③ 信託の登記				所有権の信託 土地	0.3%	→	平成 31 年 3 月末	⑤ 抵当権の設定登記	住宅用家屋 0.1%	→	平成 32 年 3 月末
① 所有権の移転登記	適用期限																												
売買 土地	1.5%	→	平成 31 年 3 月末																										
土地以外	一般の住宅 0.3%	→	平成 32 年 3 月末																										
② 所有権の保存登記	一般の住宅 0.15%	→	平成 31 年 3 月末																										
③ 信託の登記																													
所有権の信託 土地	0.3%	→	平成 31 年 3 月末																										
⑤ 抵当権の設定登記	住宅用家屋 0.1%	→	平成 32 年 3 月末																										
p. 118 期限延長	図表 5-47・住宅家屋の軽減税率 <u>平成 32 年 3 月 31 日まで延長（H29 年 改正）</u>																												
p. 132 期限延長	4) 住民税における住宅ローン控除 <u>平成 11 年から…、または平成 21 年から平成 33 年 12 月までの間に…</u>																												
p. 133	適用期間の延長 <u>～平成 31 年 6 月 → ～平成 33 年 12 月</u>																												
p. 134	図表 5-55・特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例																												
p. 135	3) 特定増改築等（省エネ改修・バリアフリー改修）工事の控除限度額 図表 5-57・住宅特定改修特別税額控除																												
p. 136	⑤下の表 居住開始時期 (5)既存住宅に係る耐震改修工事費用の所得税額控除																												
p. 137	④控除限度額 工事完了年 1)住宅の多世帯同居改修工事等に係る住宅ローン控除 居住開始時期																												
p. 138	図表 5-58・住宅取得・増改築等に係る所得税額の税額控除のまとめ																												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																																		
p. 161 期間延長	(10) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 ① 資産（棚卸資産を除く）の譲渡が、平成 32 年 3 月 31 日までにされたものであること（平成 29 年度税制改正）。																																		
p. 162 法改正 期間延長	図表 5-63・特定事業用資産の買換えの特例でよく利用される組合せ 表中 9 号 → 7 号（旧 9 号） （注 2）適用期限は平成 32 年 3 月 31 日まで（平成 29 年度税制改正）。…																																		
p. 177 適用期間 改正	1)適用要件 ④非課税限度額 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">消費税 10%適用者</th><th colspan="2">消費税 8%適用者</th></tr><tr><th>耐震・エコ</th><th>一般</th><th>耐震・エコ</th><th>一般</th></tr><tr><td>契約締結年</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 28 年 1 月 ～平成 31 年 3 月</td><td></td><td></td><td>1,200 万円</td><td>700 万円</td></tr><tr><td>平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 3 月</td><td>3,000 万円</td><td>2,500 万円</td><td>1,200 万円</td><td>700 万円</td></tr><tr><td>平成 32 年 4 月 ～平成 33 年 3 月</td><td>1,500 万円</td><td>1,000 万円</td><td>1,000 万円</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>平成 33 年 4 月 ～平成 33 年 12 月</td><td>1,200 万円</td><td>700 万円</td><td>800 万円</td><td>300 万円</td></tr></table>	区分	消費税 10%適用者		消費税 8%適用者		耐震・エコ	一般	耐震・エコ	一般	契約締結年					平成 28 年 1 月 ～平成 31 年 3 月			1,200 万円	700 万円	平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 3 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円	平成 32 年 4 月 ～平成 33 年 3 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円	平成 33 年 4 月 ～平成 33 年 12 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円
区分	消費税 10%適用者		消費税 8%適用者																																
	耐震・エコ	一般	耐震・エコ	一般																															
契約締結年																																			
平成 28 年 1 月 ～平成 31 年 3 月			1,200 万円	700 万円																															
平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 3 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円																															
平成 32 年 4 月 ～平成 33 年 3 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円																															
平成 33 年 4 月 ～平成 33 年 12 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円																															
p. 179 期間延長	(3) 適用対象者 平成 33 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得する金銭（H29 年改正）																																		

次ページに続く

第6分冊 相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等																												
p. 2 ④を追加	(2) 婚姻の効力 ④ 未成年者が婚姻するには、原則として父母の同意（いずれか一方でも可）が必要である。																												
p. 16 文末に追記	(3) 特別受益と寄与分 2) 寄与分 寄与分は、原則として共同相続人の協議によって決めるが、協議が調わないときは家庭裁判所に調停や審判を申し立てることができる。																												
p. 25 記述変更	(2) 遺産分割協議書の使用 ① 遺産分割協議書とは 遺産分割協議書は分割協議の内容を証明するものであるが、書式や様式は法定されておらず、作成期限の定めもなく、作成の義務も課せられていない。しかし、分割が決定した不動産や株式、預貯金などの名義変更に際し、遺言書がないときには必ず必要になる書類である。法務局、税務署、銀行、証券会社等に提示もしくはコピーを提出する。																												
p. 27 文章追記	3. 遺産分割の方法 換価分割 共同相続人の… …を分割する方法。相続人が受け取る換価代金は譲渡所得課税の対象となる。																												
p. 28 語句挿入	<遺言の特色> ② 15 歳以上の未成年者、被補助人・被保佐人は意思能力があれば遺言できる。																												
p. 41 法改正	② 非居住無制限納税義務者 贈与により財産を取得した人が、財産の取得時に日本国内に住所を有してはいないが日本国籍を有する場合で、財産を取得した人または贈与をした人が 10 年（平成 29 年 3 月以前の贈与は 5 年）以内に日本国内に住所を有していたとき（出国してから 10 年（同 5 年）以上経過していない場合）をいう。 あるいは、贈与により財産を取得した人が、財産を取得したときに日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない場合で、贈与をした人が贈与時までの 10 年以内（平成 29 年 3 月 31 日までは贈与時）に日本国内に住所を有していたときをいう。いずれも、日本国内・国外財産すべてが課税対象となる。																												
p. 42 法改正	図表 6－13・贈与税の納税義務者と課税対象財産 表中の 5 年 → 10 年 に改正 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">受贈者 贈与者</th><th rowspan="3">国内に 住所あり (注)</th><th colspan="3">国内に住所なし</th></tr><tr><th colspan="2">日本国籍あり</th><th rowspan="2">日本国籍 なし</th></tr><tr><th>10年以内に 国内に住所あり</th><th>10年以内に 国内に住所なし</th></tr><tr><td colspan="2">国内に住所あり (注)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">国内に 住所なし</td><td>10年以内に (注) 国内に住所あり</td><td colspan="4">国内・国外ともに課税財産</td></tr><tr><td>10年以内に 国内に住所なし</td><td></td><td></td><td colspan="2">国内財産のみ課税財産</td></tr></table> (注) 駐在など住所が一時的な外国人（入国管理法等により在留資格を有し一時的滞在をしている場合）は日本国内に住所がないものとみなされる。	受贈者 贈与者		国内に 住所あり (注)	国内に住所なし			日本国籍あり		日本国籍 なし	10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	国内に住所あり (注)						国内に 住所なし	10年以内に (注) 国内に住所あり	国内・国外ともに課税財産				10年以内に 国内に住所なし			国内財産のみ課税財産	
受贈者 贈与者					国内に 住所あり (注)	国内に住所なし																							
						日本国籍あり		日本国籍 なし																					
		10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし																										
国内に住所あり (注)																													
国内に 住所なし	10年以内に (注) 国内に住所あり	国内・国外ともに課税財産																											
	10年以内に 国内に住所なし			国内財産のみ課税財産																									

次ページに続く

当ページ	改定内容等																																		
P. 53 期間延長	(1) 制度の内容 ① <u>平成 33 年 12 月 31 日までの贈与が適用対象</u> 図表 6-23・非課税限度額 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">消費税 10%適用者</th><th colspan="2">消費税 8%適用者</th></tr><tr><th>耐震・エコ</th><th>一般</th><th>耐震・エコ</th><th>一般</th></tr><tr><td>契約締結年</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>平成 28 年 1 月～31 年 3 月</u></td><td></td><td></td><td>1, 200 万円</td><td>700 万円</td></tr><tr><td><u>平成 31 年 4 月～32 年 3 月</u></td><td>3, 000 万円</td><td>2, 500 万円</td><td>1, 200 万円</td><td>700 万円</td></tr><tr><td><u>平成 32 年 4 月～33 年 3 月</u></td><td>1, 500 万円</td><td>1, 000 万円</td><td>1, 000 万円</td><td>500 万円</td></tr><tr><td><u>平成 33 年 4 月～33 年 12 月</u></td><td>1, 200 万円</td><td>700 万円</td><td>800 万円</td><td>300 万円</td></tr></table>	区分	消費税 10%適用者		消費税 8%適用者		耐震・エコ	一般	耐震・エコ	一般	契約締結年					<u>平成 28 年 1 月～31 年 3 月</u>			1, 200 万円	700 万円	<u>平成 31 年 4 月～32 年 3 月</u>	3, 000 万円	2, 500 万円	1, 200 万円	700 万円	<u>平成 32 年 4 月～33 年 3 月</u>	1, 500 万円	1, 000 万円	1, 000 万円	500 万円	<u>平成 33 年 4 月～33 年 12 月</u>	1, 200 万円	700 万円	800 万円	300 万円
区分	消費税 10%適用者		消費税 8%適用者																																
	耐震・エコ	一般	耐震・エコ	一般																															
契約締結年																																			
<u>平成 28 年 1 月～31 年 3 月</u>			1, 200 万円	700 万円																															
<u>平成 31 年 4 月～32 年 3 月</u>	3, 000 万円	2, 500 万円	1, 200 万円	700 万円																															
<u>平成 32 年 4 月～33 年 3 月</u>	1, 500 万円	1, 000 万円	1, 000 万円	500 万円																															
<u>平成 33 年 4 月～33 年 12 月</u>	1, 200 万円	700 万円	800 万円	300 万円																															
p. 63 注書き 期日修正	(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置との併用 (注) <u>平成 31 年 4 月以降の契約で消費税率 10%が適用された場合</u>																																		
p. 67 文末に 注書追加	(6) 期限後申告の制度 (注) <u>相続時精算課税選択届出書は期限後申告では適用されない。相続時精算課税贈与の適用後、その後の年において相続時精算課税贈与があった場合に、申告期限に遅れると特別控除の 2, 500 万円の枠を使うことができない (20%で課税される)。</u>																																		
p. 95 法改正	② 非居住無制限納税義務者 相続等により財産を取得した人が、財産の取得時に日本国内に住所を有してはいないが日本国籍を有する場合で、財産を取得した人または被相続人が <u>10 年 (平成 29 年 3 月以前の相続等は 5 年) 以内に日本国内に住所を有していたとき (出国してから 10 年 (同 5 年) 以上経過していない場合) をいう。</u> あるいは、相続等により財産を取得した人が、財産を取得したときに日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない場合で、被相続人が相続開始前 <u>10 年以内 (平成 29 年 3 月 31 日までは相続開始時) に日本国内に住所を有していたとき</u> をいう。 いずれも、日本国内・国外財産すべてが課税対象となる。																																		
p. 96 法改正	図表 6-33・相続税の納税義務者の範囲 表中の 5 年 → <u>10 年</u> に改正 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">相続人、受遺者 被相続人</th><th rowspan="3">国内に 住所あり (注)</th><th colspan="2">国内に住所なし</th><th rowspan="3">日本国籍 なし</th></tr><tr><th colspan="2">日本国籍あり</th></tr><tr><th>10年以内に 国内に住所あり</th><th>10年以内に 国内に住所なし</th></tr><tr><td colspan="2">国内に住所あり (注)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">国内に 住所なし</td><td>10年以内に (注) 国内に住所あり</td><td colspan="4">国内・国外ともに課税財産</td></tr><tr><td>10年以内に 国内に住所なし</td><td></td><td></td><td colspan="2">国内財産のみ課税財産</td></tr></table> (注) <u>駐在など住所が一時的な外国人 (入国管理法等により在留資格を有し一時的滞在をしている場合) は日本国内に住所がないものとみなされる。</u>	相続人、受遺者 被相続人		国内に 住所あり (注)	国内に住所なし		日本国籍 なし	日本国籍あり		10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	国内に住所あり (注)						国内に 住所なし	10年以内に (注) 国内に住所あり	国内・国外ともに課税財産				10年以内に 国内に住所なし			国内財産のみ課税財産								
相続人、受遺者 被相続人					国内に 住所あり (注)	国内に住所なし		日本国籍 なし																											
						日本国籍あり																													
		10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし																																
国内に住所あり (注)																																			
国内に 住所なし	10年以内に (注) 国内に住所あり	国内・国外ともに課税財産																																	
	10年以内に 国内に住所なし			国内財産のみ課税財産																															

次ページに続く

該当ページ	改定内容等															
p. 105 物納財産の 順位改正	2) 物納できる財産と順位 <table><tr><td></td><td colspan="2">物納財産の種類</td></tr><tr><td></td><td>平成 29 年 4 月以後</td><td>平成 29 年 3 月以前</td></tr><tr><td>第 1 順位</td><td>国債、地方債、不動産、船舶 上場している株式、社債、証券投資 信託等の受益証券</td><td>国債、地方債、不動産、船舶</td></tr><tr><td>第 2 順位</td><td>貸付信託の受益証券 非上場の社債、株式、証券投資信 託の信託受益券</td><td>社債、株式、証券投資信託または 貸付信託の受益証券</td></tr><tr><td>第 3 順位</td><td>動産</td><td>動産</td></tr></table>		物納財産の種類			平成 29 年 4 月以後	平成 29 年 3 月以前	第 1 順位	国債、地方債、不動産、船舶 上場している株式、社債、証券投資 信託等の受益証券	国債、地方債、不動産、船舶	第 2 順位	貸付信託の受益証券 非上場の社債、株式、証券投資信 託の信託受益券	社債、株式、証券投資信託または 貸付信託の受益証券	第 3 順位	動産	動産
	物納財産の種類															
	平成 29 年 4 月以後	平成 29 年 3 月以前														
第 1 順位	国債、地方債、不動産、船舶 上場している株式、社債、証券投資 信託等の受益証券	国債、地方債、不動産、船舶														
第 2 順位	貸付信託の受益証券 非上場の社債、株式、証券投資信 託の信託受益券	社債、株式、証券投資信託または 貸付信託の受益証券														
第 3 順位	動産	動産														
p. 187 語句修正 (2 行目)	1. 評価方式の種類 原則的評価方法には、類似業種比準方式と純資産価額方式、併用方式が… 図表 6-66・評価方式の種類 類似業種比準価額方式 → 類似業種比準方式 以下、類似業種比準価額方式は「類似業種比準方式」に読み替える															
p. 188、p. 199 比率「1:1:1」 へ改正	計算式改正 ① ② ③ ④ ⑤ 類似業種 配当比準値+利益比準値+ 純資産（簿価）比準値 比準方式 × 3 × 斟酌率															
p. 206 現(6)の 記述修正	(6) 非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（平成 29 年度税制改正） 非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予について、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈・贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税について、次の見直しがなされる。 ① 相続時精算課税贈与による贈与税の納税猶予 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。 ② 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件の判定 雇用確保要件について、改正前は維持すべき従業員数（5 年平均で 8 割）を計算する際に端数を切り上げていたところを、改正により切り捨てることとなった。例えば、相続時の従業員数が 4 人の場合、「4 人×80％＝3.2 人」の端数を切り捨てて 3 人となるので 1 人減っても要件を満たすことができる（従前は 3.2 人の場合、切上げて 4 人となり、従業員が 1 人減って 3 人になると要件を満たさなかった）。 ③ 贈与者死亡の場合の相続税の納税猶予制度における要件緩和 贈与者死亡の場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であることや、その会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件が撤廃される。															

p.193

(1) 会社規模の判定

1) 会社規模の判定要件一覧

会社規模の判定要素（平成 29 年 1 月以後の相続に適用）

①直前期末以前 1 年間における従業員に 応ずる区分				70 人以上の会社は大会社(②および③は不要)				
				70 人未満の会社は、②および③により判定				
②直前期末の総資産価額(帳簿価額)および直前期末以前 1 年間における従業員数に 応ずる区分				③直前期末以前 1 年間の取引金額に 応ずる区分			会社規模 と L の割合 (中会社) の区分	
総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	卸売業	小売・ サービス業	卸売業、 小売・サービ ス業以外		
卸売業	小売・ サービス業	卸売業、 小売・サービ ス業以外						
20 億円以上	15 億円以上	15 億円以上	35 人超	30 億円以上	20 億円以上	15 億円以上	大会社	
4 億円以上 20 億円未満	5 億円以上 15 億円未満	7 億円以上 15 億円未満	35 人超	7 億円以上 30 億円未満	5 億円以上 20 億円未満	4 億円以上 15 億円未満	0.90	中 会 社
2 億円以上 4 億円未満	2.5 億円以上 5 億円未満	2.5 億円以上 5 億円未満	20 人超 35 人以下	3.5 億円以上 7 億円未満	2.5 億円以上 5 億円未満	2 億円以上 4 億円未満	0.75	
7,000 万円以上 2 億円未満	4,000 万円以上 2.5 億円未満	5,000 万円以上 2.5 億円未満	5 人超 20 人以下	2 億円以上 3.5 億円未満	6,000 万円以上 2.5 億円未満	8,000 万円以上 2 億円未満	0.60	
7,000 万円未満	4,000 万円未満	5,000 万円未満	5 人以下	2 億円未満	6,000 万円未満	8,000 万円未満	小会社	
・「会社規模と L の割合(中会社)の区分」は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」 のいずれか下位の区分)と③欄の区分とのいずれか上位の区分により判定。								

2) 従業員基準

- ① 従業員数が 70 人 (平成 28 年までの相続等は 100 人) 以上の会社は必ず大会社の判定となる。
- ② 従業員数が 70 人 (平成 28 年までの相続等は 100 人) 未満の会社は前表の基準により判定。

以 上